

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

国、県、村、関係機関では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」）の影響に対する様々な支援制度をご用意していますので、ご活用ください。詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

生活支援に関すること

★…西郷村単独事業

相談内容	名称	内容	対象者・要件	相談窓口
休業又は、収入の減少で家計が厳しい	→ 実施中 緊急小口資金	貸付上限： 20万円以内 据置期間：1年以内 償還期間：2年以内 無利子・保証人不要	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 *償還免除特例あり	西郷村社会福祉協議会 ☎25-5454
失業又は、収入の減少で家計が厳しい	→ 実施中 総合支援資金	貸付上限： 2人以上 月20万円以内 单身 月15万円以内 貸付期間：原則3か月以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 無利子・保証人不要	生活再建までの一定期間の生活費が必要な方 *償還免除特例あり	
保育園、学校等の臨時休業等により、一時的に就労収入が減ってしまった	→ 実施中 母子父子寡婦福祉貸付金	(生活資金枠) 貸付限度額： 月額105,000円 無利子	父または母がいない世帯	
経済的な理由で、学校に通いたいが通えない	→ 実施中 西郷村緊急修学援助奨学金★	貸付限度額： ①高校等 最大30万円 ②大学等 最大50万円 返済期間 ①最大5年 ②最大8年4か月 無利子	・在学中で新型コロナウイルスに伴う経済的理由により借受を必要とする方 ・村税等の滞納がないこと等	

子育て世帯の生活支援のために	→ 新規 新生児応援臨時特別給付金★	新生児1人につき10万円 を支給	令和2年4月28日以降に出生した子がいる世帯	福祉課 ☎25-1509
廃業や離職等で収入が減り、住居を失うかもしれない	→ 実施中 住居確保給付金	給付額： 33,000円～51,480円 支給期間： 原則3ヶ月 (最長9ヶ月)	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度にある方	生活自立サポートセンター 県南事務所 ☎0247-57-7141
大学等の授業料が支払えない	→ 実施中 高等教育修学支援制度	授業料・入学金の減免 給付型奨学金の支給	コロナウイルスの影響を受け、家計が急変した学生など (住民税非課税世帯、それに準ずる世帯など)	日本学生支援機構相談センター ☎0570-666-301
アルバイト収入の減少で学業継続が厳しい	→ 新規 学生支援緊急給付金	給付額： 10万円 *住民税非課税世帯： 20万円	コロナウイルスの影響でアルバイト収入の減少により学業継続が厳しい学生など	各大学等の学生課等の窓口
自粛中の学生生活の支援のために	→ 新規 ふるさと学生応援事業★	お米、ラーメン、カレー 等食料品を送付	西郷村出身で村外で生活をする学生など	企画政策課 ☎25-2943
感染予防の対策支援のために	→ 新規 新型コロナウイルス感染症対策給付金★	村民1人につき一律1万円 を給付	令和2年10月22日時点で西郷村の住民基本台帳に登録されているすべての住民	総務課 ☎25-1112
休業期間中、賃金が支払われない	→ 新規 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	給付額： 1日につき11,000円上限 *賃金の80%	令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者	休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

その他

相談内容	名称	内容	対象者・要件	相談窓口
コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより、療養のため働くことができなかった	→ 実施中 傷病手当金(国民健康保険)	手当額： 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数	西郷村の国民健康保険加入者でかつ支給要件を満たしている方 *上記以外の方については、ご加入の健康保険の保険者へご確認ください。	住民生活課 ☎25-1449
失業等により社宅や寮を退去させられ、住む場所がない	→ 実施中 定住促進住宅の一時提供★	定住促進住宅を原則 1年以内、一時的に提供(5室まで)	失業等により社宅や寮を退去させられた方	建設課 ☎25-1117
コロナウイルスの影響で職を失ってしまった	→ 実施中 緊急雇用★	コロナウイルス感染拡大を受け、緊急雇用対策として、西郷村会計年度任用職員を募集	村内在住者又は実家が村内にある方で、コロナウイルスの影響を受け、採用内定を取消となった方又は職を失った方（廃業も含む）、著しく経済的な影響を受けた方	総務課 ☎25-1112

猶予・減免に関すること

★…西郷村単独事業

相談内容	名称	内容	対象者・要件	相談窓口
村の税金等の納付が難しい	→ 実施中 徴収猶予の特例	無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。 猶予期間：最大1年間	コロナウイルスの影響により、 ①事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少、 ②一時に納税を行うことが困難、のいずれも満たす方	税務課 ☎25-1113
村の税金等の納付が難しい	→ 新規 保険税、保険料の減免	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の 全額免除 又は 一部減額	コロナウイルス感染症により ①世帯主が「死亡」又は「重篤な傷病を負った世帯の方」 ②世帯主の収入減少が見込まれる方 *詳細については相談窓口までお問い合わせください。	税務課 ☎25-1113 住民生活課 ☎25-1449 健康推進課 ☎25-3910
上下水道料金の納付が難しい	→ 実施中 上下水道料金の支払の猶予	上下水道料金の支払の猶予	コロナウイルスの影響により損失を受け、上下水道料金の支払いが困難な方	上下水道課 ☎25-2962
村の奨学金の返還が難しい	→ 実施中 奨学金の返還の猶予★	猶予期間： 原則1年の範囲内	村奨学資金の貸与を受けた者で、コロナウイルスの影響により失業もしくは収入の減少により、奨学金の期限内での返還が困難な方	生涯学習課 ☎25-2371
村営住宅及び定住促進住宅の家賃の支払が難しい	→ 実施中 村営住宅等家賃減免措置★	減免期間：1年以内 猶予期間：3か月以内	コロナウイルスの影響により、休業や事業縮小、小学校等の臨時休校等の休暇取得等により収入が著しく減少した方	建設課 ☎25-1117

その他相談(村民・事業者共通)

相談内容	相談窓口	問い合わせ先
感染したかもしれない	→ 帰国者・接触者相談センター (11月1日～「 受診・相談センター 」)	帰国者・接触者相談センター(受診・相談センター) ☎0120-567-747 毎日(24時間/土日祝日含む)
感染症予防の方法などを知りたい	→ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	西郷村一般相談窓口(健康推進課) ☎0248-25-1115 平日のみ 8:30～17:15 福島県一般相談(コールセンター) ☎0120-567-177 平日8:30～21:00 土日祝日8:30～17:15
感染症の流行や自粛等で、ストレスや不安を感じている	→ 新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口	こころの電話(福島県精神保健福祉センター) ☎024-535-5560 平日9:00～17:00
偏見、差別行為、誹謗中傷等の被害の相談をしたい	→ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談	福島県新型コロナウイルス感染症対策本部総括班 ☎024-521-8647 平日9:00～17:00

支援制度の内容は、令和3年4月1日現在の内容のものとなっています。
ご紹介した支援制度は、内容が日々更新されているものがありますので、最新の情報をお確かめください。
発行：西郷村新型コロナウイルス感染症対策本部(担当：総務課 ☎25-1112)

事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

国、県、市、関係機関では、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」）の影響に対する様々な支援制度をご用意していますので、ご活用ください。詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

事業支援に関すること

★…西郷村単独事業

相談内容	名称	内容	対象者・要件	相談窓口
資金繰りのため融資を受けたい	拡充 ⇒ 新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額： 国民生活事業 8,000万円 (小規模事業者向け) 中小企業事業 6億円 (中小企業向け) 返済期間 運転資金 15年以内 設備資金 20年以内	コロナウイルスの影響を受けた中小企業、小規模事業者で次のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ・過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の平均売上高	日本政策金融公庫 (国民生活事業) ☎ 024-923-7140 (中小企業事業) ☎ 024-522-9241
	実施中 ⇒ 新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額： 1,000万円 返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 無担保・無保証人	商工会等で経営指導を受けた小規模事業者で、最近1ヶ月の売上が前年または前々年と比較して5%減少している方	西郷村商工会 ☎ 25-1266
	実施中 ⇒ 西郷村中小企業経営合理化資金	1企業： 1,000万円以内 返済期間 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	・1年以上村内に居住 ・同一事業を1年以上経営 ・コロナウイルスにより減収し、セーフティネットの認定を受けていること	産業振興課 ☎ 25-1116 西郷村商工会 ☎ 25-1266
村独自の融資制度があれば利用したい				

自粛などで売上が半減してしまった	実施中 ⇒ 持続化給付金	給付額： 法人 200万円 個人事業者 100万円 *昨年1年間の売上からの減少分を上限	コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-279-292
従業員に仕事を休んでもらうなら	拡充 ⇒ 雇用調整助成金	(休業手当等の一部を助成) 中小企業 4/5 大企業 2/3 (解雇を行わなかった場合) 中小企業 10/10 大企業 3/4	コロナウイルスの影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための従業員に休業手当を支給した場合など	ハローワーク 白河 ☎ 24-1256
子どもがいる従業員のために	拡充 ⇒ 小学校休業等対応助成金	助成額：労働者1人 1日につき 15,000円上限 助成率： 10/10	臨時休業などをした小学校等に通う子どもの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇を取得させた事業主に支給	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
個人事業主で子どもがいる場合	拡充 ⇒ 小学校休業等対応支援金	助成額： 就業できなかった日 1日につき 7,500円	臨時休業などをした小学校等に通う子供の世話が必要となり休業をした個人事業主またはフリーランスに支給	
家賃の支払いが苦しい	新規 ⇒ 家賃支援給付金	給付額： 法人 最大600万円 個人事業者 最大300万円	テナント事業者のうち、5か～12月において以下に該当する者 ①いずれか1か月の売上が同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
感染症対策をしたい、販路拡大に向けた投資をしたい	新規 ⇒ 持続化補助金	対象： 小規模事業者等 補助額： 最大150万円 *負担率が2/3→3/4へ引き上げ(非対面型ビジネスへの転換のみ)	非対面型ビジネスへの転換など、新しい生活様式に適應しながら販路拡大等に取り組む費用等に対して助成	西郷村商工会 ☎ 25-1266

貸付

給付・助成

相談内容	名称	内容	対象者・要件	相談窓口
感染症対策をしたい	新規 ⇒ 新型コロナウイルス感染症対策支援交付金	交付額： 10万円 1事業所あたり1回のみ *福島県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（給付金）を受けていない方	①令和2年4月または5月の売上が対前年同月比20～50%未満減少していること ②国・関係団体が示す感染防止策に取り組んでいることなどの要件を満していること	福島県コロナ対策交付金コールセンター ☎ 024-563-1373
	新規 ⇒ 新しい生活様式助成事業金★	新しい生活様式 基本的事項の実施： 10万円 追加的事項1項目実施につき 2万円上乗せ *最大 10万円	新しい生活様式「基本的事項」「追加的事項」を實踐した村内中小企業、小規模事業者等 *各事項については、相談窓口又は村ホームページでご確認ください	産業振興課 ☎ 25-1116 西郷村商工会 ☎ 25-1266

猶予・減免に関すること

★…西郷村単独事業

相談内容	名称	内容	対象者・要件	相談窓口
村の税金の納付が難しい	実施中 ⇒ 徴収猶予の特例	無担保かつ延滞金なしで納税が猶予されます。 猶予期間：最大1年間	コロナウイルスの影響により、①事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少、②一時に納税を行うことが困難のいずれも満たす方	税務課 ☎ 25-1113 県南地方振興局県税課 ☎ 23-1514
県の税金の納付が難しい	実施中 ⇒ 国税の納税猶予の特例	無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。 猶予期間：最大1年間		白河税務署 ☎ 22-7111
国の税金の納付が難しい	新規 ⇒ 固定資産税の減免	令和2年2月～10月までの連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が 50%以上： 全額 30～50%未満： 1/2 が減免されます。	対象者： 中小企業者、小規模事業者等 対象固定資産税(令和3年度分)： ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税	税務課 ☎ 25-1113
売上が減少して固定資産税の納付が難しい	新規 ⇒ 固定資産税の特例	先端設備導入計画の認定を受けて取得した新規設備に対して、新たに課税することとなった年度から3年度分に限り、 課税標準額がゼロ になります。	対象者： 中小企業者、小規模事業者等 対象物： これまでの対象資産に加え、「事業用家屋」と「構築物」が追加	
新たに投資した設備の固定資産税の特例措置を受けたい	実施中 ⇒ 上下水道料金の支払の猶予	上下水道料金の支払の猶予	コロナウイルスの影響により損失を受け、上下水道料金の支払いが困難な方	上下水道課 ☎ 25-2962
上下水道料金の納付が難しい				

猶予・減免

その他相談

相談内容	相談窓口	問い合わせ先
雇用調整助成金や休業、休業手当を知りたいなど労務の相談をしたい	⇒ 労務に関する無料電話相談	福島県社会保険労務士会 ☎ 024-526-2270 平日(祝日を除く)9:00～16:00
中小企業、小規模事業者、農林業者向けの融資制度や申し込み手続きについて知りたい	⇒ 事業資金相談ダイヤル	事業資金相談ダイヤル(日本政策金融公庫) ☎ 0120-154-505 平日9:00～17:00
コロナウイルスの影響を受けて、資金繰りや経営、雇用、就労に関する相談をしたい	⇒ 商工関係事業所相談	西郷村商工会 ☎ 0248-25-1266 福島県経営金融課 ☎ 024-521-7288 福島県雇用労政課 ☎ 024-521-7290 平日 8:30～17:15
コロナウイルスの影響による法的な問題などについて弁護士に相談したい	⇒ 中小企業のためのひまわりほっとダイヤル	中小企業のためのひまわりほっとダイヤル ☎ 0570-001-240 または ☎ 0570-073-567 平日 10:00～12:00、13:00～16:00
コロナ等の影響により事業継続が困難な事業所を対象に事業承継(M&A)の検討・相談したい	⇒ 西郷村商工会 ☎ 0248-25-1266 またはインターネットで 「西白河郡南部地区商工会事業承継センター」 と検索	